

取引事業者 各位

国立大学法人鳴門教育大学
総務部 財務課

インボイス制度の開始について（依頼）

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として、「インボイス制度（適格請求書等保存方式）」が始まります。

インボイス（適格請求書）を発行できるのは、税務署長の登録を受けた「インボイス発行事業者」（適格請求書発行事業者）に限られ、課税事業者が登録を受けることができます。

制度開始からインボイスを交付できるようにするためには、原則として令和5年3月31日までに登録申請書を税務署等に提出する必要があります。

取引事業者様におかれましては、国税庁ホームページ内の「インボイス特設サイト」等（以下のURL）を熟読のうえ、インボイス制度が導入されるまでに手続きを完了していただきますようよろしくお願いいたします。

<制度に関する各種ご案内>

【国税庁 インボイス制度特設サイト】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

【国税庁 令和5年10月 インボイス制度が始まります！（リーフレット）】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022008-052.pdf>

【国税庁 適格請求書等保存方式の概要 インボイス制度の理解のために】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>

【国税庁 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の手引き】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022009-090.pdf>

【国税庁 適格請求書等保存方式に関する Q&A】

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_01.htm

【国税庁 税務相談チャットボット】

https://www.chat.nta.go.jp/invoice/app?utm_source=sonotapamph_qr

【国税庁 軽減・インボイスコールセンター】

0120-205-553（無料） 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

<免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A>

【財務省】

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d02.htm

【公正取引委員会】

https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyouki_jun/invoice_qanda.html

【中小企業庁】

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/index.html>

【国土交通省】

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000178.html

※ 各ホームページに掲載されているものは同様の内容です

<中小企業等に向けた支援措置>

【中小企業庁 中小企業生産性革命推進事業】

https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/2021/1224/003_seisansei_pd